



2025年5月23日

各位

会社名 株式会社ファンデリー  
代表者名 代表取締役 阿部 公祐  
(コード番号: 3137 東証グロース)  
問合せ先 取締役 茅野 智憲  
経営管理本部長  
(TEL. 03-6741-5880)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年5月23日開催の取締役会において、2025年6月24日開催予定の第25回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、2025年1月15日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役会における議決権等を有する監査等委員である取締役を置くことで取締役会の監督機能の強化を図り、コーポレートガバナンスを一層充実させ、透明性の高い経営を実現することにより、ステークホルダーの皆様の期待に応えるとともに、更なる企業価値の向上を図るため、2025年6月24日開催予定の当社第25回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2025年6月24日
定款変更の効力発生日	2025年6月24日

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p>第5条～第7条 (条文省略)</p> <p>第8条 (単元株式数) 当社の<u>1単元の株式数</u>は、100株とする。</p> <p>第9条～第11条 (条文省略)</p> <p>第12条 (株主総会の招集) 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期</u>の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p> <p>第13条 (基準日) 当社は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u> <u>2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。</u></p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) 会計監査人</p> <p>第5条～第7条 (現行どおり)</p> <p>第8条 (単元株式数) 当社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。</p> <p>第9条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第12条 (株主総会の招集) 当社の定時株主総会は、<u>毎事業年度末日</u>の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p> <p>第13条 (基準日) 当社の<u>定時株主総会の議決権の基準日</u>は、<u>毎年3月31日</u>とする。  (削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>第14条（招集権者及び議長） 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 (新 設)</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第15条～第16条（条文省略）</p> <p>第17条（電子提供措置等） (条文省略)</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部<u>または</u>一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第18条（員数） 当社の取締役は、7名以内とする。 (新 設)</p> <p>第19条（選任方法） 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略) 3. (条文省略)</p>	<p>第14条（招集権者及び議長） 株主総会は、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 <u>2. 代表取締役が複数あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序による。</u> <u>3. 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第15条～第16条（現行どおり）</p> <p>第17条（電子提供措置等） (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部<u>又は</u>一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第18条（員数） 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、7名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>第19条（選任方法） 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第 20 条（任期）</p> <p>取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p><u>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第 20 条（任期）</p> <p>取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>第 21 条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>第 21 条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>第 22 条（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p><u>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>第 22 条（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p><u>2. 代表取締役が複数あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序による。</u></p> <p><u>3. 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第 23 条（取締役会の招集通知）</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催する<u>事が出来る</u>。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第 23 条（取締役会の招集通知）</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催する<u>ことができる</u>。</p> <p>第 24 条（重要な業務執行の決定の委任）</p> <p><u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第 24 条（取締役会の決議の省略）</p> <p>当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>第 25 条（取締役会の決議の省略）</p> <p>当社は、<u>取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>第 25 条（条文省略）</p>	<p>第 26 条（現行どおり）</p>
<p>第 26 条（報酬等）</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第 27 条（報酬等）</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第 27 条（取締役の責任限定）</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第 28 条（取締役の責任限定契約）</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 28 条（員数）</p> <p><u>当会社の監査役は、4 名以内とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p>

現行定款	変更案
<p><u>第 29 条（選任方法）</u>  <u>監査役は、株主総会において選任する。</u>  <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>第 30 条（任期）</u>  <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>第 31 条（常勤監査役）</u>  <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>第 32 条（補欠監査役の予選の効力）</u>  <u>補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>第 33 条（監査役会の招集通知）</u>  <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>第 34 条（監査役会規程）</u>  <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p><u>第 35 条（報酬等）</u>  <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)

現行定款	変更案
<p data-bbox="248 208 612 237"><u>第 36 条（監査役の責任限定）</u></p> <p data-bbox="272 248 799 434"><u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、会社法 423 条 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p data-bbox="459 483 587 515">(新 設)</p> <p data-bbox="459 533 587 564">(新 設)</p> <p data-bbox="459 689 587 721">(新 設)</p> <p data-bbox="459 1048 587 1079">(新 設)</p> <p data-bbox="248 1245 635 1276">第 37 条～第 40 条 （条文省略）</p>	<p data-bbox="1050 208 1181 237">(削 除)</p> <p data-bbox="979 483 1251 515"><u>第 5 章 監査等委員会</u></p> <p data-bbox="842 533 1197 564"><u>第 29 条（常勤の監査等委員）</u></p> <p data-bbox="866 573 1390 640"><u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p data-bbox="842 689 1276 721"><u>第 30 条（監査等委員会の招集通知）</u></p> <p data-bbox="866 730 1390 882"><u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p data-bbox="842 891 1390 999">2. <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p data-bbox="842 1048 1197 1079"><u>第 31 条（監査等委員会規程）</u></p> <p data-bbox="866 1088 1390 1196"><u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p data-bbox="842 1245 1257 1276">第 32 条～第 35 条 （現行どおり）</p>